

白 糠 町 農 業 委 員 会
第 2 0 回 総 会 議 事 録

自 令和元年9月25日
至 令和元年9月25日

白 糠 町 農 業 委 員 会

第 2 0 回 白 糠 町 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

令和元年 9 月 25 日

1 本委員会に出席した委員の氏名及び議事録署名委員の氏名

議席	委 員 氏 名	出 欠	署 名	所 属
議長	林 善 幸	○		総 務
1	石 田 正 義	欠		農 地
2	對 木 範 誉	○	○	農 地
3	酒 井 伸 吾	欠		総 務
4	松 本 隆 志	○		総 務
5	中 河 敏 史	○		農 地
6	澁 谷 幸 子	○		総 務
7	峯 田 弘 子	○		農 地
8	照 井 明	○	○	農 地

2 事務局職員の出席した者

事務局長 山田雄大
主 幹 齊藤嘉重
主 任 澁谷直樹

3 委員会に付議した議件

日程 1 議事録署名委員の指名
日程 2 会務報告
日程 3 報告第12号 農用地利用配分計画の認可
日程 4 議案第66号 農地法第3条の規定による許可申請
日程 5 議案第67号 農用地利用集積計画の作成の要請
日程 6 議案第68号 農用地利用集積計画の決定（農地保有合理化事業）
日程 7 議案第69号 利用状況調査（農地パトロール）の実施

開会 午後 1 時35分

議長 これより第20回農業委員会総会を開会いたします。
ただ今の出席委員数は7名であります。
酒井委員、石田委員より欠席の届け出があります。

白糠町農業委員会会議規則第6条の規定により、委員の過半数の出席で会議が成立しております。

日程第1 「議事録署名委員の指名」を行います。
本日の議事録署名委員は、会議規則第13条第2項により、2名の委員を議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、私の方から議事録署名委員を指名いたします。
2番 對木委員、8番 照井委員、以上2名を指名いたします。

日程第2 「会務報告」をいたします。
8月5日、「●●●に係る安全祈願祭」が●●●地区で開催され、私が出席しております。
以上、会務報告とさせていただきます。

日程第3 報告第12号「農用地利用配分計画の認可」についてを議題といたします。
事務局職員に議案の朗読及び説明を斉藤主幹よろしくお願いいたします。

斉藤主幹 報告第12号「農用地利用配分計画の認可」。
下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第6項の規定により、公告されたので報告する。
令和元年9月25日提出。
白糠町農業委員会 会長 林 善幸。
記。
1 農用地利用配分計画の概要
賃借権の設定等を受ける者。号別1の氏名又は名称は、「●●●」。住所につきましては、●●●
号別2は、●●●住所は●●●
賃借権の設定を受ける土地につきましては、別紙のとおりとなっております。
2 認可年月日 令和元年9月12日になります。
次のページをお開き下さい。
「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第6項の公告」になります。
この内容につきましては、前回の農業委員会総会にて案として、道に

提出し、9月12日に認可されたものです。

詳細については省略いたしますが、賃借権の始期については、前回記載ありませんでしたので、始期については認可後の9月17日からとなったことをご報告いたします。

以上、報告第12号の説明とさせていただきます。

議長 報告第12号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、報告第12号は報告のとおり承認いたします。

日程第4 議案第66号「農地法第3条の規定による許可申請」について議題といたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を斉藤主幹よろしくお願いいたします。

斉藤主幹 議案第66号「農地法第3条の規定による許可申請」。
下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、許可について、本会の審議を求める。

令和元年9月25日提出。

白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

記。

号別1、譲渡人 ●●● 譲受人 ●●●

号別2、譲渡人 ●●● 譲受人 ●●●

次のページをおめくり願います。

許可申請の内容をご説明いたします。

号別1の●●●様の所有地は●●●の土地を含め合計3筆の面積が●●●平方メートル。売買価格は●●●万円。

号別2の●●●様の所有地は●●●の土地を含め合計4筆の面積が●●●平方メートル。売買価格は●●●万円。

以上、議案第66号の説明とさせていただきます。

議長 ただいまの説明に関連して、号別1の地区担当委員の方から補足説明を求めます。

對木委員お願いします。

對木委員 2番 對木です。

号別1号の許可申請につきまして、現地を確認しておりますが、土地利用を推進するものであり、今後も農地の有効利用が図られ、周辺農地

への影響は無いものと思われます。

議長 引き続き、号別2の地区担当委員の方から補足説明を求めます。
澁谷委員お願いします。

澁谷委員 6番 澁谷です。
号別2号の許可申請につきまして、現地を確認しておりますが、土地利用を推進するものであり、今後も農地の有効利用が図られ、周辺農地への影響は無いものと思われます。

議長 議案第66号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第66号につきましては、原案のとおり可決いたします。

日程第5 議案第67号「農用地利用集積計画の作成の要請について議題」といたします。

恐れ入りますが、ここで●●●委員は会議規則10条の規定より関わりがありますので議事に参与することができませんので、一度退席していただきます。存じます。

暫時休憩いたします。

《●●●退席》

休憩を解き、会議を再開いたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を斉藤主幹よろしくお願いします。

斉藤主幹 議案第67号「農用地利用集積計画の作成の要請」。
下記の農用地利用集積計画は、利用権の設定等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、白糖町に対し、農用地利用集積計画の作成を要請することについて本会の審議を求めらる。

令和元年9月25日提出。

白糖町農業委員会 会長 林 善幸。

次のページをおめくり願います。

「農用地利用集積計画の作成の要請（所有権移転）」。

号別1、2につきましては、あっせんで成立した内容であります。すでにあっせん結果は報告済でありますので、報告結果に基づき集積計画の要請をするものです。

では、議案の内容につきまして朗読、説明いたします。

号別1、譲渡人 ●●●様から 譲受人 ●●●様に対してであります。土地の所在地は、●●●ほか5筆、面積では●●●平方メートル。利用目的は「畑」で、売買価格●●●円となります。

号別2、譲渡人 ●●●様から 譲受人 ●●●様に対してであります。土地の所在地は、●●●ほか12筆、面積では●●●平方メートル。利用目的は「畑」で、売買価格●●●円となります。

以上、議案第67号の説明させていただきます。

議長 議案第67号の質疑をお受けいたします。

松本委員 金額の関係です。面積が号別1が●●●平方メートルで、号別2が●●●平方メートルで、金額が同じくらいですが、土地も同じくらいの位置なので、何かあるのかなと思うのですが。

斉藤主幹 あっせんを通してであります。農業委員の中からあっせん委員を選抜いたしまして、土地を1筆ごと査定しております。土地の状態を勘案してこの金額になりました。後は交渉なので、買い手、売り手の中で承諾しながら、当然、買い手は少しでも安く購入したいので、そこで調整をしながらこの金額になったということでもあります。

議長 ほかありませんか。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第67号につきましては、原案のとおり決定いたします。
暫時休憩します。

《●●●入室》

●●●委員にお伝えします。

議案第67号につきましては原案のとおり決定しましたので、所定の手続き等よろしくお願いたします。

会議を再開します。

日程第6 議案第68号「農用地利用集積計画の決定（農地保有合理化事業）」について議題といたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を斉藤主幹よろしくお願いたします。

斉藤主幹 議案第68号「農用地利用集積計画の決定（農地保有合理化事業）」。
下記の農用地利用集積計画は、利用権の設定等促進事業の実施が必要と認められ、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画の作成について意見を求められたことから、本会の審議を求める。

令和元年9月25日提出。
白糠町農業委員会 会長 林 善幸。
記。

号別1、譲渡人「●●●」、譲受人「●●●」

号別2、譲渡人「●●●」、譲受人「●●●」

次のページをおめくり願います。

「農用地利用集積計画の決定（所有権移転）」。

この内容につきましては、備考欄に記載してありますとおり、農地保有合理化事業に伴うものです。

農地保有合理化事業の説明をさせていただきます。

この事業につきましては、北海道農業公社の事業になります。現在はこの土地（農用地）は公社が所有しており、●●●様、●●●様それぞれに一時貸付をしております。貸付期間の終了が令和元年9月21日までとなっております。貸付終了後は速やかに売渡しに移行するものです。

売渡の相手方は、認定農業者であります●●●様と●●●様となり、売渡価格は5年前に公社が買入れた価格となりますことから、議案に掲載されております売渡価格 号別1では●●●円。号別2では●●●円となります。

なお、公告予定日は9月27日を予定しておりますので、公告になった後、農業公社に入金を済ませ、その後所有権移転登記を進める予定となっております。

以上、議案第68号の説明とさせていただきます。

議長 議案第68号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第68号につきましては、原案のとおり決定いたします。

日程第7 議案第69号「利用状況調査（農地パトロール）の実施」について議題といたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を斉藤主幹よろしくお願いいたします。

斉藤主幹 議案第69号「利用状況調査（農地パトロール）の実施」。

農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項に基づき、区域内における農地の利用の状況を調査する必要があるため、令和元年度調査にあたり、下記のとおり「実施要領」を定めて実施することについて、本会の審議を求める。

令和元年9月25日提出。

白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

記。

別添のとおり

本案につきましては、例年実施しております利用状況調査、通称「農地パトロール」になります。

あらためて、農地パトロールの内容につきまして説明いたします。この農地パトロールは農地の有効利用や遊休農地解消を進めるため、毎年一定の時期、8月から11月の間に、「農地パトロール月間」を設定し、地域ごとの農家の農地利用の現状や今後の意向等について農業委員会等による総点検を行い、その結果を農地基本台帳に整備いたします。

この調査は農地法に基づきまして、農業委員会が管内の全ての農地の利用状況について調査し、遊休農地である場合には、その農業上の利用の増進を図るため必要な指導を行うほか、通知、勧告といった手続きを一貫して実施することになっています。

さらに、これらとあわせて「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」も行います。これも農地パトロールと同様に耕作放棄地の状況等を把握するための現地調査を行うもので、農業委員と共に町の職員も加わるかたちになります。

それでは、恐れ入りますが、別添の「令和元年度利用状況調査（農地パトロール）実施要領」をご覧願います。

実施目的は、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、違反転用発生防止・早期発見に向けた活動の一環として実施いたします。

実施時期につきましては、10月1日から18日の期間のうち2日間において集中的に調査をしたいと考えています。この時の体制を2班に分けて、調査を行いたいと考えています。

3項目目の実施内容ですが、実施目的の内容とも重複いたしますが、遊休農地及び遊休化のおそれがある農地の状況把握、カッコで「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」とありますが、この部分が町側が関係するため、町職員も同行することとなっております。詳細は4項目目に記載あります。

4項目の実施方法です。調査日にも改めてご説明いたしますが、調査のしかた、具体的には農地判定のしかたにつきましてご説明いたします。

調査の対象は、町内の全ての農地が対象となりますが、日頃の活動業務によって確認されている農地は除外いたします。具体的には現在も農業を営んでいるところは当然全ての農地を使用していると考えておりますので、農業から離れた方を中心に農地を抜粋しております。

現地調査は、農業委員、事務局、町農政係が、一筆ごとに農地の利用状況を現地において「目視等」により確認、つまり道路から確認できるところは土地に足を踏み入れないで、全体を見渡して確認することになります。

そして、調査判定。ここが分りにくいところですが、カッコ1の「利用状況調査」に関わる判定区分、これが農地法に基づく調査。一方の「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」は国の調査に基づくもので、農政係が所管する調査になります。

農業委員会としては、まずは、農地法に基づく「利用状況調査」の判定を先行いたします。利用状況調査の判定区分ですが、「耕作放棄地」と「低利用地」に分かれます。耕作放棄地は現に耕作の目的に供されてお

らず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。低利用地は、農業上の利用の程度が、その周辺の地域における農地の利用の程度に比べ著しく劣っていると認められる農地となっております。低利用地は例えば、農地を休ませるため、一時使用していないとか、農地全体の半分も使用していないとか、使おうと思えば使える土地になります。

耕作放棄地は農地として再生ができるか、再生が困難なのかの判断になります。

この度調査をしていただく箇所は、既に調査済であって、耕作放棄地か低利用地になると思われませんが、どちらかと言えば耕作放棄地であって、再生困難地が多いと思われます。

しかし、まだ農地として使える見込みがあるのであれば、この調査を一度終了した後に、再度調査をしなければなりません。それが「利用意向調査」になります。地権者には将来の農地の活用をお聞きし、自ら使うのか、それとも土地の処分方法をお考えなのかを聴き取りします。

しかし、再生が困難で、農地として復元できませんとなったら、「非農地判断」をせざるを得ないことにもなります。

その時は、総会に諮って決定し、非農地となりましたら農地台帳から除き、今後の調査対象からも除かれることになります。

以上、実施要領につきまして説明と議案第69号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長 議案第69号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、説明にあったとおり10月1日から10月18日期间に調査を実施しますが、調査日と委員の体制につきましてお諮りいたします。

まずは、調査日を2日間とすることにご異議ありませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

次に、調査日と委員の体制ですが、委員の体制ですが、4名、5名で1回目か2回目のいずれかに出役していただくことになります。まずは体制につきまして、意見などありましたらお伺いいたします。なければ事務局より案があれば示してください。

(出席委員) (なし)

議長 無いようなので、事務局案を示してください。

斉藤主幹 先ずは、班編成ですが、去年は議席番号の1から5番まで、石田委員から中河委員までを一つの班。6番から9番の会長までが一つの班で編

